

# 陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、阿久根市が実施する「陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者について、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務名

陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務

### (2) 本業務の目的

本市の基幹産業の一つである水産業においては、海洋環境の変化による漁獲量の減少、担い手不足等の課題を抱えている。

水産業の浮揚・発展に向け、阿久根市まちづくりビジョンにおいては「養殖業への挑戦」を主な施策として掲げており、この取組の一つとして、リージョナルフィッシュ株式会社と「持続可能な水産業の発展に関する連携協定」を締結し、同社が本市より無償譲渡を受けた旧栽培漁業センターをアクアプラント阿久根として活用し、バナメイエビの種苗生産をはじめとした陸上養殖に取り組んでいるところである。

陸上養殖は高い市場成長性を有しているものの、養殖槽の加温に係るエネルギーコスト等がその普及・拡大の障壁であり、アクアプラント阿久根においても、近年の化石燃料の高騰を受け、収益性を低下させる主な要因となっている。

また、本市が表明した、令和32年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」の実現のためには、市内事業所等と一体となり、再生可能エネルギーの活用による低環境負荷の生産体制の構築が求められているところである。

持続可能な水産業の発展には、陸上養殖の普及・拡大が重要であり、太陽光や温泉熱等を活用した低環境負荷で収益性の高い生産体制の構築に向け、これらの設備導入に係る可能性調査を実施することを目的としている。

### (3) 本業務の内容

別紙1「陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行場所

阿久根市西目2470番地

（リージョナルフィッシュ株式会社 アクアプラント阿久根）

### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 提案限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、次のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和8年7月1日（水）
質問書の提出期限	令和8年7月8日（水）
質問に対する回答	令和8年7月10日（金）
参加資格確認申請書の提出期限	令和8年7月15日（水）
参加資格審査結果の通知	令和8年7月22日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年7月31日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年8月上旬
審査結果の通知	令和8年8月上旬
契約の締結	令和8年8月中旬

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 個人を除く企業・研究機関・団体等であること。
- (2) 市の現状及び本業務の目的を理解し、本市が実現しようとする陸上養殖の普及・拡大を通じた水産業の発展に向けた取組を積極的に推進する意向がある者。
- (3) 本市から物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続の開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続の開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者でないこと。
- (8) 鹿児島県内に本社又は支店（営業所）を有し、計画期間中において本市と円滑な連絡調整を行うことができる者。
- (9) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿において、参加資格確認申請書を提出する日までに、次の分類に登録されていること。

【大分類】335（調査・研究）、【小分類】004（環境関係調査）

- (10) 過去3年間（令和5年度から令和7年度まで）に鹿児島県内の地方公共団体が発注した類似業務（再生可能エネルギー導入可能性調査）に係る業務実績を有する者。
- (11) 類似業務（再生可能エネルギー導入可能性調査）の担当として従事した経験を有し、本業

務の管理者として配置できること。

## 5 応募方法等

### (1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 参加資格確認申請書（第2号様式）
- (イ) 誓約書（第3号様式）
- (ウ) 納税証明書
- (エ) 会社概要書（第4号様式）
- (オ) 業務実績書（第5号様式）
- (カ) 本業務に配置する管理者（第6号様式）

#### イ 提出方法

郵送又は持参（電子メール又はFAXでの提出は不可）

#### ウ 提出先

「11 事務局」のとおり

#### エ 提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時（必着）

#### オ 提出部数

1部

#### カ 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を令和8年7月22日（水）までに書面で通知する。参加資格を有している場合、企画提案書を提出すること。

### (2) 企画提案書

#### ア 作成方法

提出書類は、原則として日本産業規格A4判サイズで10枚（20ページ）以内で作成すること。

#### イ 提出書類

企画提案書（任意様式）

なお、企画提案書は仕様書に示す業務内容について具体的に提案するとともに、次の事項を必ず記載すること。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務工程表
- (ウ) 予算見積書（任意様式、税込表記）

積算内訳は、業務別に人件費や諸経費等の区別が判断できるよう、可能な限り詳細に記載すること。

#### ウ 提出方法

郵送又は持参するとともに、提出書類一式のデータ（PDF形式）を電子メールで提出

すること。

エ 提出先

「11 事務局」のとおり

オ 提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時（必着）

カ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

## 6 質問の受付及び回答

質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

(1) 提出方法

電子メールに質問書（第1号様式）を添付し、次のとおり提出すること。なお、電話及び口頭での質問は受け付けないものとする。

【メール件名】陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務に係る質問書

【送信先アドレス】kikaku@city.akune.kagoshima.jp

また、鹿児島県自治体情報セキュリティクラウド及び市のセキュリティ対策により、電子メールが到達しないことがあるため、送信後は受信状況を電話で確認すること。

(2) 提出期間

令和8年7月1日（水）から7月8日（水）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

令和8年7月10日（金）午後5時までに電子メールで回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答することとし、全ての質問に回答するとは限らない。

## 7 審査

(1) 審査方法

阿久根市陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき、次の審査を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。なお、提案者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーション審査

(ア) 審査は、令和8年8月上旬を予定している。日時、場所等の詳細は後日通知する。

(イ) 発表時間は、プレゼンテーションで20分以内、質疑応答で10分以内とする。

(ウ) 入室できる者は、1事業者につき、説明者含め3名までとする。

(エ) 他の提案者のプレゼンテーションの傍聴は認めない。

(オ) プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書のみを使用して説明することとし、追加の資料配布は認めない。

- (カ) パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。投影するスクリーン及びプロジェクター（HDMI 接続）は市で準備する。
- (2) 審査基準（審査項目、配点）  
別紙 2 「陸上養殖施設再生可能エネルギー利活用可能性調査業務公募型プロポーザル審査基準」のとおり
- (3) その他  
次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。
  - (ア) 「4 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
  - (イ) 提出された書類に虚偽又は不正があったとき。
  - (ウ) 契約の履行が困難と認めるとき。
  - (エ) 本プロポーザルに関して、提案者が個別に選定委員会委員に接触を図るなど、審査の公平性を害する行為があったとき。
  - (オ) 見積額が提案限度額を超過しているとき。
  - (カ) その他本事業の遂行にふさわしくないと認めるとき。

## 8 審査結果の通知及び公表

受託候補者を選定した場合は、全ての提案者に対し審査結果を文書で通知するとともに、審査の内容及び審査の結果を市ホームページに公表する。なお、審査の内容及び審査の結果に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けない。

## 9 契約の手続等

受託候補者は、市と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は必要に応じて複写することがある。
- (4) 提出された書類の内容を変更すること、また、提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は受け付けない。
- (6) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例（平成 13 年阿久根市条例第 15 号）の規定に基づき、その全部又は一部を開示することがある。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本業務は国の「令和 8 年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を活用して実施する。契約者は、本業務に係る国等の会計実地検査が実施される場合は協力するもの

とする。

(9) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

## 11 事務局

本業務及び実施要領に関する問合せ及び書類等の提出は、次の事務局まで連絡等すること。  
なお、書類等の受付を含め、全ての事務取扱は、平日の午前9時から午後5時までとする。

### 【事務局】

阿久根市 企画推進課 企画政策係

担当：的場・落（まとは・おとし）

住所：〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

電話：0996-73-1214（直通） F A X：0996-72-2029

電子メールアドレス：kikaku@city.akune.kagoshima.jp